

正 誤 表

令和元年第3回市議会定例会

令和元年第3回市議会定例会議案書その2

頁	位置	誤
4	18行目 から 26行目 まで	<p>(休日勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第10条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の休日(これらの日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員にあっては、同法の規定による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。</p>
		<p>正</p>
		<p>(休日勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第10条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)(次の各号に掲げる会計年度任用職員にあっては、当該各号に定める日)及び年末年始の休日(祝日法による休日を除く。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>(1) 代休日を指定されて、祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員 当該休日に代わる代休日</p> <p>(2) 規則で定める会計年度任用職員 規則で定める日</p>